

(社) 埼玉建築設計監理協会耐震判定委員会 判定料

1. 会員

① 診断判定料	1棟につき	210,000円
② 補強判定料	1棟につき	210,000円

2. 会員外

③ 診断判定料	1棟につき	270,000円
④ 補強判定料	1棟につき	270,000円

県の物件の判定料（議案番号が〇〇K-〇〇〇〇〇となっております）

① 診断判定料	1棟につき	220,000円
② 補強判定料	1棟につき	220,000円

3. 発注者の意向で、診断と補強を同時に諮る場合は50%UPとする。

4. その他特殊事項

- 1) 1物件に関して数棟ある場合は、面積をルート按分して棟別の業務委託料を算出し、それぞれの判定料を計算する。
- 2) 上記各金額は、会員の場合は業務委託金額の10%（1万円未満切り捨て。なお、判定料の下限は1棟当たり10万円とする。）を上限とする。
会員外の場合は業務委託金額の13%（1万円未満切り捨て、下限13万円）を上限とする。
但し、特別な理由がある場合は、この項を適用しない。
- 3) 上記各金額は敷地内外にかかわらず構造的な1棟あたりとする。
（会員・会員外を問わず）
- 4) 特殊工法（制震・免震等）、大規模建物、特殊建物の場合は別途料金とする。
（50,000円～100,000円の追加請求とする。）
- 5) 判定票の内容が変更等で異なる場合、その内容を確認する書類の発行手数料は下記のとおりとする。
 - ①判定票の内容変更を確認する確認書の発行
 - ・学識経験者の確認が必要な場合・・・2万円
 - ・学識経験者の確認が必要でない場合(会長印・部会長印)・・・1万円
 - ②変更内容が学識経験者の判断が必要とされ、判定会で報告した後の確認書発行
（判定会で次回再度報告を要求された時も含む）・・・6万円
 - ③部会での指導回数が4回を超える場合・・・{(n-3)×2万円}
- 6) RC造とS造等の併用構造の場合で（指導の先生の判断で）複数の先生の事前指導が必要とされる場合は上記料金の15%～30%UPとする。（重層体育館などのケース）
- 7) 特殊な事例・再判定になった場合は、30%UPとする。
- 8) 会員・会員外を問わず、申込み後(ご担当の先生決定後)のキャンセルは1万円とする。
- 9) その他の特殊事例等については応相談とする。